第4号の2様式（第5条関係）

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

　　　 年　　月　　日

 三重県知事　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

農産物検査法第20条第３項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： 水稲うるち玄米

生産年度：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査区分 | 銘柄 | 荷造り及び包装 | 量目 | 検査総数量 | 品位の測定結果 | 備考 |
| 容積重 | 白未熟粒 | 水分 | 死米 | 胴割粒 | 破粒 | 着色粒 | 異種穀粒 | 異物 |
| 基準値以下 | 基準値超 | 基準値以下 | 基準値超 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （検査区分）計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （検査区分）計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考　１　報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

２　「検査区分」の欄には法第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。

３　数量の単位は、キログラムとすること。

４　品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。